

纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託にかかる  
公募型プロポーザル実施要領

桜井市教育委員会  
文化財課

## 1.目的

奈良県桜井市北部に所在する纏向遺跡は、平成 25 年 10 月に国史跡に指定された。そこで本市では、纏向遺跡の本質的価値を明らかにし、適切な保存管理のもと次世代への継承、史跡の活用を促進するために平成 28 年に『史跡纏向遺跡・史跡纏向古墳群－保存活用計画書－』を策定、令和6年3月に『史跡纏向遺跡交流館(仮称)基本計画』を策定した。そして纏向遺跡を内包する地域全体を対象とした「纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想」を令和 8 年 3 月に策定した。

本業務は以上のことを踏まえ、纏向学研究センターの調査研究業務とその研究成果を地域住民および国内外からの観光来訪者などに広く発信する拠点としてガイドンス機能を備えた建物の基本設計、展示基本設計、史跡整備基本設計、及びそれに伴い必要となる纏向遺跡史跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)の運営補助を行う。それらの業務についての的確に遂行できる事業者候補の選定を目的として公募型プロポーザルを実施する。

## 2.業務概要

- (1)業務名:纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託
- (2)業務内容:建物基本設計、展示基本設計、史跡整備基本設計、委員会の運営補助

別紙「纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託特記仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照

- (3)設計施設の規模:総工事費28億円を想定  
※ただし、実際にその規模の工事を発注するとは限らない。
- (4)業務期間:契約締結日から令和10年3月31日まで
- (5)委託料上限額  
53,141,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)  
ただし、各会計年度の委託料上限額は下記のとおり  
○令和8年度26,570,500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)  
○令和9年度26,570,500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (6)支払条件  
○令和8年度前払い有り、残額は業務完了検査後支払い  
○令和9年度前払い有り、残額は業務完了検査後支払い

## 3.参加資格

### 参加者の構成要件

応募者は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。応募者は、業務の内容により他の事業者と協力体制を構築してもよい。その場合は様式12により、協力体制、協力事業者名、業務分担などを明示すること。応募者及び協力事業者は下記条件を満たしていること。ただし、下記(9)アは応募者が単独で満

たしていればよい。(9)イ及びウは応募者または協力事業者のいずれかが満たせばよい。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 桜井市契約規則第2条の2の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書提出時点から2次審査の結果通知日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置(以下、「入札参加停止」という。)を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第475条もしくは第644条に基づく清算の開始がなされていない者。
- (8) 桜井市暴力団排除条例(平成23年条例第21号。)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 平成18年度以降に、下記ア～ウの実績を有する者であること。
  - ア. 延面積が800㎡以上の規模を有する文化財関連施設(博物館、資料館展示・ガイダンス施設、調査・研究施設、その他「纏向遺跡史跡整備基本設計業務受託者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)が前記施設の類似施設であると認めたもの)の基本計画業務、設計業務(改修設計を含む)の実施。
  - イ. 面積が3,000㎡以上の史跡整備もしくは公園(建築外構含む)整備の基本計画業務、設計業務の実施。
  - ウ. 展示面積が150㎡以上の文化財関連施設(博物館、資料館展示・ガイダンス施設、調査・研究施設、その他選考委員会が前記施設の類似施設であると認めたもの)の展示計画業務及び設計業務(展示改装を含む)を元請で実施。

#### 4.業務体制及び配置技術者の要件

##### (1)業務体制

本業務遂行にあたり、管理技術者、照査技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械担当主任技術者、史跡整備担当主任技術者、展示担当主任技術者を配置すること。

##### (2)資格要件

管理技術者、照査技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号。以下同。)による一級建築士の資格を有する者とする。

電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者は、建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者もしくは建築士法による一級建築士の資格を有する者とする。

### (3)雇用要件

管理技術者、照査技術者及び意匠担当主任技術者は、法人又は個人事業者との間において、直接的かつ恒常的に雇用されていること。

※上記でいう直接的とは、法人又は個人事業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する権利義務関係をいい、恒常的とは、参加表明書提出期限日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

### (4)兼任要件

管理技術者は、意匠担当主任技術者、史跡整備担当主任技術者を兼任できる。その他の各技術者の兼任は不可とする。

### (5)その他

管理技術者は、原則として市との打合わせに毎回出席するとともに、各主任技術者と綿密な調整を行い、必要な人員を出席させること。

## 5.スケジュール※各項の詳細については後に記載する

項番	内容	期日等
1	実施要領の公告	令和8年6月18日(木)から
2	実施要領等に関する質問受付	令和8年6月26日(金)午後5時まで
3	実施要領等に関する質問回答	令和8年7月3日(金)まで
4	参加表明書等の提出	令和8年7月14日(火)午後5時まで
5	1次審査の結果通知	令和8年7月24日(金)発送
6	企画提案書・見積書等(建物基本設計、展示基本設計、史跡整備基本設計、委員会の運営補助)提出	令和8年8月21日(金)午後5時まで
7	プレゼンテーション審査(2次審査)	令和8年8月28日(金)予定
8	2次審査の結果通知	令和8年8月下旬若しくは9月上旬
9	契約手続	令和8年8月下旬若しくは9月上旬

## 6.様式等の配布方法

桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報(その他入札など)」内、本プロポーザル実施に関するページ内からダウンロードすること。

なお、併せて以下の資料を参照すること。

- ・史跡纏向遺跡・史跡纏向古墳群保存活用計画
- ・史跡纏向遺跡交流館(仮称)基本計画
- ・纏向遺跡周辺地区まちづくり基本構想

## 7.質問の受付及び回答

(1)提出期限:令和8年6月26日(金)午後5時まで

(2)提出方法:質問書(様式1)により、FAXまたは電子メールにて提出すること。

※質問書を提出したときには、事故防止のため必ず電話で提出の旨を連絡すること。

(3)回答日:令和8年7月3日(金)

(4)回答方法:ホームページの本プロポーザル実施に関するページ内において公開する。

ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。回答内容は本実施要領及び仕様書の追加・修正として取り扱う。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

## 8.参加表明書等の作成及び提出

(1)提出期限:令和8年7月14日(火)午後5時まで

(2)提出方法:持参又は郵送

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、封筒の表に「纏向遺跡史跡整備基本設計業務参加表明書在中」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。提出期限必着とし、事故等による未着については、本市では責任を負わない。

(3)提出先:〒633-0001

奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内  
桜井市纏向学研究センター  
桜井市教育委員会文化財課調査研究係

(4)提出物:以下の様式及び添付資料

様式2参加表明書

様式3業務実績調書

様式4管理技術者調書

様式5照査技術者調書

様式6意匠担当主任技術者調書

様式7構造担当主任技術者調書

様式8電気担当主任技術者調書

様式9機械担当主任技術者調書

様式10史跡整備担当主任技術者調書

様式11展示担当主任技術者調書

様式12協力事業者調書(必要な場合のみ)

(5)提出部数:社名入り各1部

\*各様式、添付資料の電子データ(PDF形式)を収納した記録媒体(DVD-R)も併せて提出すること。

(6)作成要領:様式用の紙サイズはA4判とする。

添付する資料等の用紙サイズはA4判又はA3判とする。

本実施要領、特記仕様書の内容を踏まえること。

(7)作成上の留意事項

①添付する実績確認資料

配置技術者の実績確認資料については氏名(フルネーム)等が整合できるものを提出すること。文字等の判読が困難である場合又は実績が明確に判断できない場合は、評価の対象としない。配置技術者ごとに記載できる実績は以下の通りとする。

配置予定者	記載できる実績
管理技術者	管理技術者又は照査技術者、意匠担当主任技術者、史跡整備担当主任技術者による実績数
照査技術者及び意匠担当主任技術者	管理技術者又は照査技術者、意匠担当主任技術者、史跡整備担当主任技術者による実績数
構造担当主任技術者	構造担当主任技術者による実績数
電気担当主任技術者	電気担当主任技術者による実績数
機械担当主任技術者	機械担当主任技術者による実績数
史跡整備担当主任技術者	史跡整備担当主任技術者による実績数
展示担当主任技術者	展示担当主任技術者による実績数

②雇用の証明

管理技術者、照査技術者及び意匠担当主任技術者は、参加表明書提出期限日以前に、3か月以上の雇用関係を証明する書類を添付すること。

③配置技術者の変更等

参加表明書に記載した配置技術者を変更、追加することはできない。なお、受注後の業務実施にあたって、配置技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の実績を有する技術者に変更する場合に限る。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の者の氏名を添えて発注者が求める資料を提出し、了解を得なければならない。

(8)参加表明書の提出後に辞退する場合

速やかに事務局に連絡し、辞退届(任意様式)を提出すること。

## 9.審査(1次)

(1)方法

提出された書類に基づき、事務局において参加資格の確認を行うとともに、選考委員会において業務実績等の評価を行う。

1次審査の結果、評価点の高い順に上位5者程度を2次審査(プレゼンテーション審査)の対象者として選定する。

(2)評価基準

別表1「評価基準表」のとおりとする。

### (3) 審査結果の通知

1次審査の結果は電子メールにより通知する。

審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 10. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限：令和8年8月21日(金)午後5時まで

(2) 提出方法：持参又は郵送

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、封筒の表に「纏向遺跡史跡整備基本設計業務企画提案書在中」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。提出期限必着とし、事故等による未着については、本市では責任を負わない。

(3) 提出先：〒633-0001

奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内

桜井市纏向学研究センター

桜井市教育委員会文化財課調査研究係

(4) 提出物：以下の様式を提出すること。

・(様式13)企画提案書提出届

・企画提案書(自由書式)A4版左綴じを基本とし、A3版を挿入するときはA4判に折込むこと。本業務を遂行する上での業務の方針や有効な進め方等を提案すること。また、業務フロー図、工程計画を明記すること。

・本業務における見積書及びその内訳(自由書式)

(5) 提出部数：企画提案書\_\_社名入り1部、社名無記入7部

様式13、本業務における見積書及びその内訳\_\_社名入り各1部

(6) 作成要領

本実施要領及び特記仕様書に基づいた提案とすること。また、本業務の目的を深く理解したうえで、本要領「1. 目的」に掲げる各計画及び構想の内容を十分に精査し、それらの趣旨を的確に反映させた提案を行うこと。

(7) 作成上の留意事項

①複数の提案をすることはできない。

②提出書類について、本実施要領及び指定の様式に示された条件に適合しない場合は無効とする場合がある。

## 11. 審査(2次)

(1) 方法

1次審査により選定された参加事業者に対しプレゼンテーション審査を実施し、1次審査及び2次審査の合計で最高評価点を獲得した最高評価点者1者を選定し受託候補者とする。併せて、次点提案者1者を選定し次点の受託候補者とする。ただし最高評価点者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。なお、最高評価点者の得点率が6割未満の

場合、選定を行わない。

(2)評価基準

別表1「評価基準表」のとおりとする。

(3)実施日時・場所・条件等

①実施日： 令和8年8月28日(金)予定

②実施場所： 桜井市役所本庁舎を予定

③実施内容： プレゼンテーションは、提出された企画提案書の内容に基づいて行うこと。  
企画提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

④使用機材等：プレゼンテーションの方法は任意とする。パソコン等の機材は参加者で用意すること。なお、事前に希望すればプロジェクター(HDMI端子及びVGA端子対応、音声非対応)、スクリーンについては本市より貸与することは可能であるが、貸与した機器の不調による責めは負わない。

⑤参加人数： 本業務の管理技術者及び史跡整備担当主任技術者、展示担当主任技術者は必ず出席し、その他は配置予定技術者から選出する。ただし、4名以内とする。

⑥審査時間： プレゼンテーションは20分以内とし、その他、質疑応答時間を10分程度設ける。

⑦その他： 選考委員には参加事業者名がわからない状態で審査を行うため、説明時に会社名、個人名が判別される服装、言動をしないこと。

(4)審査結果の通知及び公表

2次審査の結果は電子メールにより通知する。また、本市ホームページにて、受託候補者を掲載する。

審査結果についての異議の申し立ては受け付けない。

## 12.失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1)「3.参加資格」に掲げる要件を満たさない場合。

(2)提出書類等の提出方法、提出先及び提出期限を遵守しない場合。

(3)提出書類等の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しない場合。

(4)提出書類等に虚偽の内容を記載した場合。

(5)提出書類等に第三者の著作権を侵害する内容を記載した場合。

(6)見積書の金額が「2.(5)委託料上限額」を超過している場合。

(7)2次審査において、実施日時に出席しなかった場合。

(8)本プロポーザルに関し、選考委員会の委員等に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。

(9)審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

(10)その他、本実施要領に違反すると認められた場合など、選考委員会が不適格と認めた場合。

### 13.契約の締結等

- (1) 審査の結果により選定された受託候補者と契約の締結交渉を行うが、当該交渉が事由により不調となった場合は、次点の受託候補者と当該契約の締結交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは本業務の受託事業者の選定を目的とするものであることから、契約に係る業務内容については、提案内容を踏まえつつも、本市と受託候補者が改めて協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。
- (3) 契約締結までの間に、受託候補者が入札参加資格を満たさなくなった場合や、入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。

### 14.その他留意事項

- (1) 選考委員会は非公開とする。
- (2) 応募者は他の応募者の協力事業者になることはできない。また、他の応募者の協力事業者として参加した者は、自らが応募者となり別の提案を行うことはできない。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (4) 各書類の提出期限以降における差替えおよび再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類等は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例(平成12年条例第3号)に基づき、その全部又は一部を公開することがある。
- (8) 使用する言語は日本語とし、通貨および単位は、日本国通貨、日本の標準時および計量法に定める単位とする。
- (9) 現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、土地改変等の現状変更をしないことや、現有施設の利用者、近隣住民等に迷惑がかからないよう十分配慮すること。なお、現地調査における一切の責任は応募者が負う。

### 15.連絡先(事務局)

桜井市纏向学研究センター  
桜井市教育委員会文化財課調査研究係  
担当:丹羽・小畑・平岡  
〒633-0001  
奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内  
電話/FAX:0744-45-0590  
e-mail:bunka@city.sakurai.lg.jp